

契約手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
藤井寺高等学校	<p>下記の随意契約について、経費支出伺書に比較見積書の徴取と記載していたが、比較見積書を徴取していなかった。</p> <p>契約名称：普通教室棟・臨時トイレ清掃業務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 契約期間：令和6年4月1日から同年5月30日まで</li> <li>2 契約金額：196,680円</li> </ol>	<p>検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府財務規則】</b> (見積書の徴取)</p> <p>第62条 契約担当者は、随意契約にしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書（当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を徴さなければならない。ただし、契約の目的及び性質により見積書を徴する必要がないと認めて知事が別に定めるものについては、この限りでない。</p> <p><b>【大阪府財務規則の運用】</b></p> <p>第62条関係</p> <p>2 契約担当者は、随意契約にしようとするときは、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならないが、次に掲げるものについては、契約の相手方を見積書を徴取し、予定価格の範囲内で価額が適正と認められるものについては比較見積を省略することができる。</p> </div>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年10月21日）